

成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会会議結果概要

1 開催日時

平成26年8月19日（火） 10:00～11:40

2 開催場所

成田市花崎町760番地
成田市役所 議会棟3階 執行部控室

3 出席者

（委員）

青木部会長、太田委員、鈴木委員、眞鍋委員、中山委員、永田委員、
金塚委員、石川委員、橋本委員

（事務局）

健康こども部高木部長、福祉部金崎部長、社会福祉課高田課長、障がい
者福祉課多田係長、生涯学習課醍醐副参事、教育指導課村田副参事、健
康増進課川瀬課長、保育課伊藤課長、保育課菱木課長補佐、保育課有坂
主査、保育課北野主査、子育て支援課宮崎課長、子育て支援課椿課長補
佐、子育て支援課高橋主幹、子育て支援課稲阪主査

4 議題

- (1) 教育・保育の量の見込み及び確保方策について
- (2) 保育の必要性の認定について
- (3) 子ども・子育て支援新制度に係る各種基準について

5 議事

1. 開会
2. 部会長あいさつ
3. 議題審議

部会長：それでは、(1) 教育・保育の量の見込み及び確保方策について、事務局より説明をお願いします。

事務局：資料1について説明

部会長：ただ今の説明についてご質問等ありませんか。

委員：3ページの3号認定の3歳児未満のところ、この2年間の見込みと

確保方策との間にはかなりの差が出ています。将来的には埋まるのですが、この2年間はどのような対応をお考えですか。

事務局：0歳児の待機が多いということで、来年度からスタートする小規模保育、家庭的保育事業において、3歳未満児の新たな受け皿を増やすという考えです。それと公立保育園の大規模改修による定員増を合わせて考えています。

委員：大規模改修による増加は分かるのですが、小規模保育事業と家庭的保育事業についての見込みが確保できるという見当はどうやってつけているのですか。私はファミリーサポートに登録しているのですが、今回11、12回の講習があつて、保育ママなどを増やしていこうと考えられているとは思いますが、そんなに簡単に増えるものではないし、受けたからといって必ずしも保育ママとして保育に携わるということになるとは思えません。その辺りはどうお考えなのでしょうか。

事務局：小規模保育の関係からご説明させていただきます。現在0、1、2歳児が保育所を使いたくても使えないという状況で、待機児童となっております。それを解消していくために、小規模保育所の整備については、前倒しで予算をいただいております。小規模保育所というのは0から2歳児までのお子さんを19人までの定員でお預かりするという施設なのですが、それを3箇所整備するという予算をいただいております。今年度、来年度、再来年度と続けて3箇所整備するということで、基本的には認可外保育施設を運営されているところ、保育園の分園型のようなもの、そういったもので確保していきたいと考えております。

事務局：家庭的保育事業に関して委員からご意見いただきましたように、たしかに研修を受けたからといってすぐその事業に携わる方ばかりではないだろうと思いますが、あくまでも公募という形をとりながら、すでに成田市内で子育て支援に実際に従事していらっしゃる方々や団体へアプローチをしながら確保していきたいと考えております。前回の委員会でもご指摘いただきましたが、ただ数字合わせの絵に書いた餅ではなく、ある程度の見込みはあります。ただこの年次どおりに間違いなく進むのかと言われると、現時点においてはあくまでも計画ですので、断言はできませんが、実際に問い合わせが来ておまして、お話しはさせていただいております。

委員：かなり実効性がある数字になっているということでよろしいですね。

事務局：100%とは言いきれませんが、絵に書いた餅ではありません。

委員：6ページの病児保育事業の中に、「病後児保育について、ファミリー・サポート・センターによる事業展開を検討」とあるのですが、これはどのようにやっていくのですか。保育園などの事業者が、事業展開しないことをファミリーサポートの方たちがやれるのか。それこそ何かあったときに責任を取らないといけないということは非常に大変なことで、なかなか難しいと思います。その辺をどうお考えですか。それと私はずっとファミリーサポートをやっていたのですが、一時期やめた時期がありました。同じファミリーサポートをやっていた知り合いが、強い精神安定剤を飲んでいてのに0歳児を預かっているということで、びっくりしてそういう状況の方が他人のお子さんを預かるというのは問題じゃないかと指摘しました。ファミリーサポートの援助会員になるための研修はあるのですが、研修だけではなくそういった確認を取ることも考えていかないと、事故が起きたときに責任が取れません。そのこのところを含めて、どのように考えてこの事業を検討されるのかお聞きしたいです。

事務局：実際には病後児ということで、安定期にあるお子さんを見守るというレベルであれば、受けることは可能なのかなと考えております。もちろんそれにあたっては研修等が必要になるかもしれません。その辺は今後検討させていただきたいと思っております。

部会長：他に何かございませんか。

委員：2ページの1号認定と2号認定のお子さんの不足分に関して、「大栄幼稚園の受入れ増と現在計画が進められている認定こども園2園」と書かれています。あれだけ遠い大栄幼稚園に1号認定だからあちらに行きなさいというのはなかなか難しいと思います。具体的に現在計画中の認定こども園の場所はどちらになるのですか。

事務局：まだ内々の検討ですので、場所や名前は控えさせていただきます。

部会長：今委員からご意見があった遠いというところはクリアできる状態ですか。

事務局：大栄幼稚園については、この4月からすでに3歳児の保育をはじめました。それ以外の認定こども園につきましては、市街地ということで、ニーズに応じて設置する可能性は高いと考えております。

委員：8ページの一時預かり事業についてですが、幼稚園の量の見込みに対して確保数はかなり下です。確保方策の内容について国の指標が示されていないからだと思いますが、こういった方向で保育の充実を具体的に図っていくのでしょうか。その辺はどうお考えですか。

事務局：一時預かりの幼稚園の関係については、教育を受けさせたいというニーズが高いということはアンケートの結果から分かっております。ただ希望はあるけれども、夏休み等の長期休業があることで、保育園を選択される方もおられます。長期休業期間や14時以降も預かってもらえれば、教育という面で幼稚園に通わせたいという方のためにも、その辺を支援していきたいと考えております。ただ、現在一時預かりの制度化が国で検討されている段階で、具体的にこういったものを制度として取り入れていくかということが示されておられません。27年度には、一時預かりについて25年度実績以上になるよう、幼稚園の皆さんにもご協力いただけるのではと考えております。

委員：先ほどの病児保育のところですが、病気をして元気になっているけれども薬の服用を続けなければならない場合、塗り薬程度であれば幼稚園の先生も塗ってくれますが、服用となると資格の問題等もあるので難しいという形で断られるということもあると思います。看護師の資格を持っている方を先生として雇ってもらえれば良いと思うのですが、市としてはそういった面の支援について、どのようにお考えですか。

事務局：あくまでの計画の中での位置付けに関しては、なのはなクリニックが病児保育、病気のお子さんを預けることができる施設です。ファミリー・サポート・センターの中に取り入れていくという考え方は、あくまでも病後児ということで、病気が安定していて見守り程度ですむというレベルのものを想定しています。おそらく専用スペースを設けて保育士又は看護師を配置するという施設を想定されてのお話だと思いますが、そういう施設は現段階で計画の中には位置付けしておりません。

事務局：補足をさせていただきます。当然感染症のような病気であれば登園できませんが、それ以外の病気が安定期で薬の服用が必要なだけと明確に分かっている場合については、公立の場合は保育士や看護師が対応します。それ以外の幼稚園や認可保育園の場合は、各園の判断でそれぞれ実施しているという状況になります。公立保育園でもまだ各園にすべて看護師を配置できていない状況ですので、今後充実を図っていきたくと考

えておりますし、公立保育園だけでなく、民間の保育園についても今後検討していきたいと思っております。

委員：私立の保育園では、治癒証明書が出れば保育園でお預かりしておりますし、お薬も医者が処方したものであれば、保育園で飲ませることはできます。

委員：これだけの人数分を増員するとなると、保育士や幼稚園の先生の確保が大変ではないかと思えます。たしか埼玉県で保育士の再就職支援に対するプログラムをつくるというニュースが出ていたと思うのですが、成田市でもそういうことを考えているのですか。たとえば保育士が結婚しても、自分のお子さんを預けながら仕事を続けられるような施策がないと、せっかく器をつくっても人は増えないと思えます。その辺の施策がどこにも書いてないように思うのですが。

事務局：保育士の確保については、市町村のレベルでベースの底上げをするのは難しい問題ですので、国において保育士の確保策に取り組んでおります。今回お示しさせていただきました各種地域型保育については、保育士だけではなく研修を受けた支援員が保育士と一緒にやることによって資格を持っていなくても保育ができるということになっております。もちろん今いらっしゃる保育士の処遇の改善ということで、昨年からは補助金を民間の方にも出しております。

委員：せっかくですから、成田市の中の保育士や幼稚園教諭の資格を持っている方の数を調べて、眠っている人たちに再就職していただくための方法を考えていただけないでしょうか。国に頼るのではなく、成田市としてどうするかという考え方をもっていただいた方が良いと思えます。国に従うのは当然ですが、国の先をいくことをやっていかないと間に合わないと思えます。新しくつくるよりは今あるものを活用する方法を考えた方が現実的ではないかと思えますが。

部会長：若い女性の中では保育士になりたいという声が結構あるので、そういったものをどう引き出していくかということも大きな問題だと思えます。国は国として、それにプラスアルファとして成田市で何かできれば良いなと感じました。大変だとは思いますが、よろしく願います。ただ今、議題（１）についてお話しをうかがったのですが、以上でよろしいですか。それでは議題（１）教育・保育の量の見込み及び確保方策について、原案どおり決定することよろしいですか。

(異議なし)

部会長：それでは、(1) 教育・保育の量の見込み及び確保方策については、原案のとおり決定いたしました。

部会長：それでは、次に議題(2) 保育の必要性の認定について、事務局より説明をお願いします。

事務局：資料2について説明

部会長：今の説明についてご質問等ありませんか。

委員：5ページの現在の事由と新制度における事由の比較の表の中に、保育士や幼稚園教諭、医療従事者、介護従事者を優先するという項目が入った方が良いのではないかと思います。保育士や幼稚園の職員、介護職も非常に不足していますが、そういう方が子どもを預けても働きたいといった場合、優先順位に入っていないと預けられないため働けないということになると思います。その方たちを優先的に預かるという項目を入れていただくことは可能でしょうか。

事務局：こちらは就労等についての規定ではありません。医療従事者、あるいは介護従事者ということで、就労されている場合は常に保育としては優先度が高くなっています。確実ということではありませんが、入所の優先度は高いと思います。それ以外の項目として更にプラスしていくかどうかについては、検討させていただきたいと思います。

委員：是非保育士や幼稚園職員の方も含めていただければと思います。よろしくをお願いします。

委員：4ページのところで、新しい基準ということで月60時間となっているのですが、もともとの月15日以上というのはなくなるのですか、それともこれは残るのですか。

事務局：日数と両方です。

委員：そんなにあるケースではないと思うのですが、空港関係で働いている方で、夜勤があると結構な時間働いているのに月15日を満たさないため、保育園の基準をクリアできないということであきらめて一時保育を利用されている方がいらっしゃいます。少数意見だとは思いますが、

その辺は考慮していただければと思います。

事務局：現在、成田市の保育所では、入所の際に看護師や空港関係者など夜間勤務をされている方については、日にちをまたいで働いている場合、日数を2日にするというような日数換算をして対応しています。

委員：就労証明を書いてもらうと、ただ13日、14日と書かれてしまうので、その辺は少し周知徹底していただければと思います。

事務局：入所の判定にあたっては、勤務実態を踏まえて対応させていただきます。

委員：保育園に預けたくても働いていなければ点数が低くて入れない、入れないと働けないという矛盾が昔からあります。現在は点数制になっているので、求職中ですとずっと入所ができない方もいらっしゃいます。働きたい方に保育園に入ってもらって、働いてもらいたいと思うのですが、点数制になってきますと明確ですので難しいということが実際問題としてあります。その辺少し何とかならないのかなと思います。

事務局：求職活動については、今回国の基準でも新たに加えられ、女性の社会参加にとっても非常に大事なことだという考えです。ただ一方で実際に働いている方が待機しておられるという状況をふまえると、どうしても働いている方が優先になるということはあると思います。そういった状況をなるべく解消していくために、今回5年間の計画の中で受け皿を増やしていき、そういった方も入れるような形にしていきたいと考えております。

部会長：求職活動が認定できるようなものがあれば良いのかもしれませんが。その他ございますか。それではお諮りしたいと思います。議題（2）保育の必要性の認定について、原案どおり決定するという事によろしいですか。

（異議なし）

部会長：異議なしということで、原案どおり決定いたします。次に議題（3）子ども・子育て支援新制度に係る各種基準について、事務局より説明をお願いします。

事務局：資料3について説明

部会長：今の説明について、ご不明な点などありましたらお願いいたします。

委員：5ページの地域型保育事業の類型別認可基準の概要についてですが、家庭的保育事業の職員数で、0から2歳児は3対1となっていますが、これは1人の先生が3人のお子さんをみるということだと思っておりますが、私はボランティアでお子さんをみることが多いのですが、1人で2人のお子さんをみるのが限界かなと思います。保育士であれば良いと思いますが、この場合は家庭的保育者なので、1人で3人みるということは非常に難しいのではないかと思います。

もうひとつ、居宅訪問型保育では1対1になっていますが、兄弟児が1人いる場合は2人で入らないといけないということになると思うので、そういった場合どのように対応すれば良いのか疑問です。また下から2段目の家庭的保育事業の設備のところですが、同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭と書いてありますが、適当な広さというのはどこを基準にしているのかをお聞かせいただければと思います。

事務局：まず居宅訪問型保育ですが、1対1となっていますので、原則としてきょうだいがいた場合は2人入らないといけないということになります。家庭的保育者に関しては、今後どのような形で研修をするのかという部分がまだ国から示されておりません。県としては保育士もしくは研修をふまえた上で、保育士と同等の知識と経験を有するというところで、市町村で認定するというようになっております。その部分をどのような形で認定していくかは、今後きちんと決めないといけないと思います。いろいろなケースは考えられますが、保育士と同等の知識や経験ということで、この辺は研修制度も含めて、保育の提供に支障が出ないということを十分検討していく必要があると考えております。

委員：1対3は酷な数字だなと思うので、1対2にした方が良いのではないかと申し上げたつもりなのですが。寝ているばかりの0歳児を3人なら良いと思いますが、1、2歳児となると大変です。保育士と同等といってもイコールではないので、定員としては1対2ぐらいにしておいた方が良いのではないかと思います。

事務局：今回の国から示された基準に関しては、従うべき基準と参酌すべき基準があるのですが、職員数に関しては従うべき基準という位置付けになっておりますので、基本的には国の基準をそのまま踏襲するという考え方でおります。

委員：何ものなければ良いのですが。

事務局：補足をさせていただきます。家庭的保育事業につきましては、保育士の資格をお持ちになっていて、自宅で家庭的保育をされる方もいらっしゃいます。その中での上限ということになります。

委員：児童ホームについて、成田の児童ホームは定員が50名となっていますが、これをみるとおおむね40名以下となっています。学校の規模によって定員を決められてしまうと、大きな学校の児童ホームは入りにくくなってしまいます。学校の規模に対しての基準が参酌すべき基準なので、少し加えていただけたらと思います。

事務局：児童ホームの定員については参酌すべき基準ということで、40名程度となっておりますが、成田市においては吾妻、加良部など、50名以上の定員の児童ホームが数多くあります。国の基準どおり40名としてしまうと待機者が増えてしまうということになりますので、当分は50名で運営できるようにと考えております。今後については、児童ホームがない学校にも最低各学校に1つは整備していきたいと思っておりますので、待機児童があふれるということはなくなってくると思っております。その後の整備については、50名、60名の大規模な児童ホームではなく、40名以下の児童ホームを整備していきたいと考えております。

部会長：他に何かございますか。特にないようでしたら議題（3）子ども・子育て支援新制度に係る各種基準について、原案どおり決定することに異議はございませんか。

（異議なし）

部会長：それでは、議題（3）子ども・子育て支援新制度に係る各種基準については、原案のとおり決定いたします。これで本日の議題はすべて終了いたします。ありがとうございました。

事務局：事務連絡をさせていただきます。次回の部会ですが、まだ国から具体的な内容が示されていない部分がございますので、目安としましては11月4日の週の中で開催させていただければと考えております。なるべく早くご案内をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局：先ほど家庭的保育事業の面積についてお答えしておりませんでした。
表の中に適当な広さの庭とありますが、その下に屋外遊戯場1人あたり
り3.3平方メートルと記載されております。

委員：2歳児以上と書いてありますが、2歳児以下はいないということ
ですか。

事務局：そういうことになります。

委員：動かないのでいないということですか。

事務局：そうです。

委員：ありがとうございました。

事務局：事務局からは以上です。皆さまから他になければ、本日の部会を終了
させていただきたいと思いますがよろしいですか。それでは以上をも
ちまして、成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会を終了させ
ていただきます。ありがとうございました。

4. 閉会

6 傍聴

(1) 傍聴者

4人（うち記者0人）

(2) 傍聴の状況

傍聴要綱に反する行為は、見受けられなかった。

7 次回開催日時（予定）

平成26年11月上旬